

青森県報

第二百四十二号

令和二年
十二月四日
(金曜日)

目次

告示

- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……一
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(林政課) ……一
- 海岸保全区域の指定の一部改正……………(港湾空港課) ……二

公告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二
- 都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……三
- 右 同……………(同) ……五

出先機関

○土地改良区の役員の内任……………(中南地域) ……七

公営企業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院) ……七

告示

青森県告示第八百五十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

令和二年十二月四日

青森県知事 三村 申 吾

氏名	村上 千恵	勤務する病院等	診療科目	年指定月日
	三沢市立三沢病院	弘前大学医学部附属病院		
住所	三沢市立三沢	三沢市大字本町五三	泌尿器科(じん臓機能障害、ぼうこう機能障害)	令和二年十二月一日
	三沢市大字三沢六五	字堀口一六四の六		
日下歩	〃	〃	〃	〃

青森県告示第八百五十五号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和二年十二月四日

青森県知事 三村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡外ヶ浜町字平館野田才の神三一の九、三一の一八、三四の一、三四の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び外ヶ浜

町役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第八百五十六号

平成元年十一月二十九日青森県告示第七百八十七号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

三の2及び3を次のように改める。

2 指定区域

基点一から基点一〇までを順次に直線で結んだ線及び基点一〇から補助点一〇、補助点九、補助点八、補助点七、補助点六、補助点五、補助点四、補助点三、補助点二、補助点一及び基点一を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

3 基点及び補助点の表示（角度は方位角とする。以下同じ。）

- 基点一 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野付老部川一〇八番三号の二等三角点（北緯四〇度五八分三三秒五〇五四、東経一四一度二二分一七秒四六三五）から一三七度二三分五八秒一、八九四・一一五メートルの地点
基点二 基点一から一八九度三五分一三秒四〇二・五メートルの地点
基点三 基点二から一八一度〇三分一八秒四〇〇・〇メートルの地点
基点四 基点三から一七九度三四分四七秒四〇〇・〇メートルの地点
基点五 基点四から一八九度三二分二六秒四〇五・六メートルの地点
基点六 基点五から一六六度三〇分二六秒三〇八・八メートルの地点
基点七 基点六から一七八度二七分四七秒九九・六メートルの地点
基点八 基点七から一七九度四一分一五秒四〇〇・〇メートルの地点
基点九 基点八から一六六度一七分〇一秒四一二・二メートルの地点
基点一〇 基点九から一五五度三一分三六秒二二〇・三メートルの地点
補助点一 基点一から九〇度〇〇分二〇〇・〇メートルの地点
補助点二 基点二から九〇度〇〇分二七〇・〇メートルの地点
補助点三 基点三から九〇度〇〇分三〇八・〇メートルの地点
補助点四 基点四から九〇度〇〇分三三二・〇メートルの地点

公 告

- 補助点五 基点五から九〇度〇〇分四一四・〇メートルの地点
補助点六 基点六から九〇度〇〇分三五四・〇メートルの地点
補助点七 基点七から九〇度〇〇分三五五・〇メートルの地点
補助点八 基点八から九〇度〇〇分三六九・〇メートルの地点
補助点九 基点九から九〇度〇〇分二八八・〇メートルの地点
補助点一〇 基点一〇から九〇度〇〇分二〇〇・〇メートルの地点

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCMサンワ柏店
つがる市柏上古川房田一四五の一
二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

Table with 4 columns: 変 更 前, 変 更 後, 変 更 前, 変 更 後. Row 1: DCMサンワ株式会社 (青森市大字石江字三好六九の一) / オリックス株式会社 (東京都港区浜松町二丁目四の一) / 代表取締役 鎌形和夫 / 代表執行役 井上亮 / 令和二・〇・三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

Table with 4 columns: 変 更 前, 変 更 後, 変 更 前, 変 更 後. Row 1: 年月日

株式会社サンワド 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 中村勝弘	DCCMサンワ株式会社 青森市青葉三丁目五の六 代表取締役 中村泰	平成 三〇・七 一 (名称) 三〇・八・二五 五 (住所) 令和 二・三・一 一 (代表者)
--	---	--

四 届出年月日

令和二年十一月二十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間

令和二年十二月四日から令和三年四月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年四月四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により弘前広域都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和二年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

令和三年一月八日 午後二時から

二 開催の場所

弘前市役所前川新館三階第二・第三会議室 弘前市大字上白銀町一の一

三 案件

弘前広域都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、弘前市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和二年十二月二十四日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一
弘前市都市整備部都市計画課 弘前市大字上白銀町一の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を

対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするるとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課

弘前市都市整備部都市計画課

2 閲覧期間

令和二年十二月十一日から同月二十四日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 三村 甲吾 殿

公述申出人

住 所 氏 名

意見の要旨及びその理由

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により弘前広域都市計画区域における区域区分に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和二年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

令和三年一月八日 午後二時から

二 開催の場所

弘前市役所前川新館三階第二・第三会議室 弘前市大字上白銀町一の一 案件

弘前広域都市計画区域における区域区分に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、弘前市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限 令和二年十二月二十四日までに到着のこと。

4 書面の提出先 青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

5 公述人の選定 弘前市都市整備部都市計画課 弘前市大字上白銀町一の一 書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

1 追加される土地の区域

市街化区域に追加される土地の区域

弘前市大字桔梗野四丁目、大字樹木二丁目、四丁目、五丁目、大字高屋字本宮、大字小比内二丁目、三丁目、大字山崎三丁目、大字旭ヶ丘一丁目、大字清富町、大字緑ヶ丘二丁目、大字大原一丁目、大字若葉一丁目、二丁目、大字常盤坂一丁目、大字茂森新町三丁目、大字茜町二丁目、大字藤代二丁目及び大字清野袋五丁目の各一部

市街化調整区域に追加される土地の区域

弘前市大字高屋字本宮、大字駒越字村元、大字浜の町北一丁目、大字神田四丁目、大字末広一丁目、大字福田一丁目、大字福村字早稲田、大字小比内二丁目、三丁目、大字大清水一丁目、大字山崎一丁目、大字稔町、大字旭ヶ丘一丁目、大字清富町、大字緑ヶ丘二丁目、大字大原一丁目、大字若葉一丁目、二丁目、大字樹木二丁目、四丁目、大字茂森新町三丁目、大字藤代二丁目及び大字清野袋五丁目の各一部

2 除かれる土地の区域

市街化区域から除かれる土地の区域

弘前市大字高屋字本宮、大字駒越字村元、大字浜の町北一丁目、大字神田四丁目、大字末広一丁目、大字福田一丁目、大字福村字早稲田、大字小比内二丁目、三丁目、大字大清水一丁目、大字山崎一丁目、大字稔町、大字旭ヶ丘一丁目、大字清富町、大字緑ヶ丘二丁目、大字大原一丁目、大字若葉一丁目、二丁目、大字樹木二丁目、四丁目、大字茂森新町三丁目、大字藤代二丁目及び大字清野袋五丁目の各一部

市街化調整区域から除かれる土地の区域

弘前市大字桔梗野四丁目、大字樹木二丁目、四丁目、五丁目、大字高屋字本宮、大字小比内二丁目、三丁目、大字山崎三丁目、大字旭ヶ丘一丁目、大字清富町、大字緑ヶ丘二丁目、大字大原一丁目、大字若葉一丁目、二丁目、大字常盤坂一丁目、大字茂森新町三丁目、大字茜町二丁目、大字藤代二丁目及び大字清野袋五丁目の各一部

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課 弘前市都市整備部都市計画課

2 閲覧期間

令和二年十二月十一日から同月二十四日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

弘前広域都市計画区域の区域区分の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人

住 所 氏 名

⑩

意見の要旨及びその理由

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、六羽川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年十二月四日

中南地域県民局長 神 登喜彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	福 士 長 和	弘前市大字薬師堂字日照田八の七	令 和 二 ・ 七 ・ 三

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年十二月四日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

人工呼吸器 四式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和二年十一月五日

五 落札者の名称及び住所

株式会社メデイカルサービス

青森市造道一丁目九の二八

六 落札金額

三千六百九十一万六千円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
したものである。

八 入札の公告を行った日

令和二年十月二十三日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円